

2019年1月25日

吉村良一・松岡久和・中山布紗

(注記) 両問とも適用条文は改正民法(平成29年法律第44号。2020年4月1日施行)を基準とする。

【設問1】 次の設例を読んで下記の問に答えなさい。(30点)

- 1 Xは、自己所有のビルの3階部分甲を、Aに対して、喫茶店の営業を目的として賃貸した。期間は2020年6月1日から2年間、賃料は毎月50万円、前月末日までにXの指定の銀行口座への振込によって支払うこと、敷金は300万円と合意された。
- 2 甲は2020年6月1日にXからAに引き渡され、Aは250万円の費用をかけて店舗内装を整備し、「あけぼの」の名前で7月1日から営業を開始した。店長はAの妻Bがつとめ、娘が時々手伝う家族経営の状態であった。
- 3 2021年10月20日、Aは病気をして長期入院を余儀なくされ、まとまった入院費が必要となり、自ら「あけぼの」の営業を続けることも困難になった。そこで、Aは、定年退職していた弟のYに店を任せた。AY間の合意では、①喫茶店の営業をすべてYに任せ、すべての権利をYに譲渡すること、②「あけぼの」の店名はそのまま維持すること、③譲渡代金は500万円とし、YがAに一時金で支払うこと、④Aが退院して再度店主を続けることができる場合には、Aは500万円を返還してYから営業権を買い戻すことができること、が定められ、Yは同年11月1日から「あけぼの」の営業を引き継いだ。
- 4 Aは、病気入院のことや賃借権の譲渡についてXに何も告げなかった。また、同月以降もYが「あけぼの」名でXに賃料を振り込み、店長もBが引き続きつとめていたため、XはAY間の経営の交代を知らなかった。
- 5 2022年2月末日、Xは、Bに対して、賃貸借契約の更新料50万円の支払と2022年6月分から賃料60万円に値上げすることを求めた。BがYに相談したところ、Yは「更新料を支払う義務はない、近隣の賃料は据え置かれているし甲ビルはむしろ古くなっているので値下げして欲しい」という意向であった。
- 6 BがXにYの意向を伝えたところ、Xは、初めて無断譲渡を知ったとして激怒し、Yに対して、①賃借権の無断譲渡を理由に契約を解除する、②仮に①の主張が認められないとしても、Yが誠実な交渉に応じない以上、賃貸借契約は更新できない、と主張した。

問

Xの上記①②(事実6)主張の当否について説明しなさい。

【設問 2】 次の設例を読んで下記の問に答えなさい。(70 点)

今年の 1 月 10 日、R 大学法科大学院が実施した法律相談に、58 歳の女性 X が、昨年 60 歳で亡くなった夫のことで相談したいと訪れ、大要、以下のような内容の話をした。

「私の夫 A は日頃は健康で大きな病気をしたことがない人でしたが、昨年春の職場の健康診断で、前立腺癌のおそれがあるので精密検査を受けるように言われました。そこで、6 月の終わりに、Y 私立大学附属病院（以下、Y 病院）で診察を受けましたが、やはり、初期のものだが前立腺に癌があるとの診断でした。診察されたのは Y 病院の泌尿器科部長の B 先生でしたが、先生の話では、早期発見なのでキチンと手当てすれば心配ない、高齢でもないで手術をしてとってしまった方がよいとの話で、その際、体に負担の少ない内視鏡を使った手術を勧められました。何でも、お腹に小さな穴を空けて管のようなものを入れてする手術で、普通の手術のようにお腹を大きく切らないので早く退院できるとのことでした。夫は、大分迷ったようですが、手術後短期間で退院できるとの説明があり、内視鏡による手術をすることになりました。

手術は泌尿器科の若い C 先生が行うことになり、8 月 2 日の午後に行われました。私は、手術室の外の待合室で待っていたのですが、夫が手術室に入ってから 2 時間ほどして急に、他のお医者さんが何人か手術室に入っていくたり、看護師さんが出入りしたりして慌ただしくなり、心配になったのですが、誰も何も言ってくれないので、そのまま待っていました。すると、さらに数時間して、C 先生と部長の B 先生が現れて、手術中に大量の出血がおこり、手をつくしたが、大変残念ながら、亡くなったとの説明でした。私はあまりのショックに、その後どうしたのかはまったく覚えていません。

夫の葬儀が終わってからしばらくして、事情を話してくれる人がいまして、それによると、夫の受けた手術は熟練のいるもので、それにも関わらず、C 先生は若くて、聞くところによると、このような手術の経験の浅い人だったそうです。もちろん、そんなことを私どもは知りませんでした。また、前立腺癌は進行が遅いので薬を使って経過を見ることもできるし、通常の開腹手術という方法もあるそうです。でも、B 先生からは、そんな説明はなかったようで、夫は、体に負担が少ないからという理由で内視鏡による手術を強く勧められただけで、その危険性や他の治療方法について詳しくは聞かされていなかったようです。

Y 病院は、手術にミスはなく、大量出血の原因は、患部に癒着があったためで、出血が始まった際、内視鏡手術のため多少止血措置が遅くなったということはあるかもしれないが、他の同様のケースや他の病院の措置と比べて、特段に問題のあるものではなかったと言っていますが、私にはとてもそうは思えません。C 先生のミスがなければ、手術前にあんなに元気だった夫が死ぬなんてはずがありません。第一、もし夫が B 部長先生から手術の危険性をちゃんと聞かされておれば、こんな危険な手術なんか受けなかったに違いありません。それに、経験の少ない C 先生に手術をまかせるなど、病院も B 部長先生も無責任です。

夫は、Y病院に殺されたようなものです。私たちには子供もおりませんし、頼りにしていた夫が亡くなって、私としては経済的にも精神的にもこれからどうしていったらよいか分かりません。夫の無念をはらすためにも、Y病院やB部長先生、C先生相手に裁判を起こしたいと考えていますが、どうすればよろしいでしょうか。」

問

このような相談を受けたあなたとしては、どのように回答すればよいか。このXの言い分を前提に、①Y病院、②B部長、③C医師のそれぞれに対し、どのような法的根拠に基づいてどのような請求をすることが考えられるか、また、その請求が認められるためには、何を主張立証しなければならないかについて、相手方からなされるであろう反論を意識しつつ検討しなさい。